

北空知衛生センター組合長の職務を代理する副組合長に関する規則

平成31年3月11日

組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定に基づき、組合長の職務を代理する副組合長に関し必要な事項を定めるものとする。

(副組合長による職務の代理)

第2条 組合長に事故あるとき、又は組合長が欠けたときは、副組合長のうち代理順位の上位の者（町長としての当選回数が多い者（町長としての当選回数と同じである場合にあっては、そのうち年齢の多い者）をいう。）が、その職務を代理する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。